

検証・浦和電車区事件の真実 要約版 6号

(No.26~30)

民主化闘争情報 [号外] 2008年7月9日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

東労組と和解し会社に残ることを願っていたY氏！

3月13日、Y氏（当該事件被害者）は、浦和電車区のI区長と会い、東労組組合員から脅されたことを打ち明けたうえで、「もう耐え切れない、継続して年休を取得した後に退職したい」と申し出た。区長は、「仕事を続けながらもう少し様子を見たらどうか」と提案したが、Y氏は断り、3月末までの年休取得の了承をもらった。

3月下旬、区長と再度会ったY氏は、4月からの乗務復帰の要請を断った。精神的に落ち込んでいたY氏は、東労組に脅されることを思うと、とても運転できる自信はなかったのである。

東労組に迎合した会社方針

4月1日、Y氏は勤務の扱いを確認するためK副区長に電話し、「浦和電車区に戻るつもりはない、会社の対応を待ってこれからのことを決めたい」と話した。4月2日、区長が支社に「Y氏を出向扱いにできないか」と相談したところ、4月5日、支社から副区長に、「浦和電車区で仕事ができないというのは、本人のわがままではないか。会社は東労組を基軸として運営していることを本人に伝えてもらいたい」との支社の考え方が伝えられた。

会社回答に絶望感が増すばかりのY氏

支社からの回答を受けた区長は同日、Y氏の自宅を訪れ、その内容を本人に伝えた。区長の話聞いたY氏が、「浦和電車区に戻る気持ちにはなれません」と伝えると、区長は、「転勤を希望するなら、『嘆願書』を書けるか」と尋ねた。Y氏はこれを了承し、支社の対応に一縷の望みを託すことにした。区長は最後に、「会社としては東労組を基軸として運営していることは承知しているね」とY氏に念押ししたのだが、会社は、やはり、自分を退職に追い込もうとしている東労組の意向を尊重しているのか、と絶望感が増すばかりだった。

4月13日、Y氏は「嘆願書」を区長に提出した。そこには、「私は鉄道やこの会社が好きであり、また将来の事を考えると、この仕事はぜひ続けたいという思いであります。今後、私としては東労組側と冷却期間を取り、時間をかけて関係を修復していきたいと考えておりますので、誠に勝手な事ではありますが、労働組合とのトラブルの影響が少ない場所への配置転換をお願い申し上げます」という、Y氏の切々とした訴えが記されていた。

Y氏は、東労組との和解や東労組の影響力の少ない職場への転勤を通じて、会社に残ることはできないものかと必死だったのである。

シリーズ第26号～第30号の経過

- | | |
|-------------|--|
| 2001年 3月12日 | 電車区2階ロッカー室で大淵被告に脅される【No.26 参照】 |
| 3月13日 | 区長に東労組からの脅迫行為を打ち明け年休取得の了承を得る【No.26 参照】 |
| 4月1日 | 勤務の扱いを確認するため副区長に電話【No.27 参照】 |
| 4月2日 | 区長が支社にY氏を出向扱いにできないか相談【No.27 参照】 |
| 4月5日 | 支社から副区長に会社の考えが伝えられる【No.27、28 参照】
区長がY氏の自宅を訪れ会社の考えを伝える【No.29 参照】 |
| 4月13日 | 「嘆願書」を区長に提出【No.30 参照】 |